

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主は勿論、顧客、取引先、従業員、地域社会など利害関係や影響のある方々、いわゆるステークホルダーの利益を考慮しつつ、長期的、継続的に企業価値を最大化するよう統治されなければならないと考えており、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制の構築及び企業倫理の向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、純投資目的以外に、業務提携または取引関係の維持・発展を目的として、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に上場株式を保有いたします。

政策保有株式は、取締役会において、個別銘柄毎に保有の目的及び合理性を確認の上、上記方針に照らして保有継続が相当かを検証しております。検証の結果、保有の意義が希薄と判断するものについては、順次売却を検討し、縮減を図っております。

政策保有株式の議決権行使については、投資先の中長期的な企業価値向上の観点から、一定期間の業績推移、財務バランスへの影響等も考慮して、議案毎に賛否を判断しております。

【原則1-7 関連当事者間取引】

当社は、取締役との間で利益相反取引を行う場合は、法令に従い取締役会の承認を要する旨社内規程に定めております。その他の関連当事者との取引についても、社内規程に基づき所定の手続きを行います。また、取締役、執行役員及び重要な子会社経営陣幹部に対し、毎年、関連当事者間の取引の有無の確認調査を実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用を安全かつ効率的に行うため、運用目標や資産構成割合等の基本方針及び運用指針を策定しております。また、財務・人事部門の長その他資産運用に精通した者で構成する資産運用委員会が、運用受託機関の運用成果等をモニタリングし、必要に応じて方針の見直しを行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社ホームページにおいて、経営の基本方針、利益配分に関する基本方針、目標とする経営指標に関して開示しておりますので、ご参照ください。<https://www.nintendo.co.jp/ir/management/policy.html>

また、中長期的な経営戦略や対処すべき課題について、決算短信添付資料、事業報告等において開示するとともに、決算説明会等のIRイベントを定期的に開催し情報発信に努めております。これらの情報はすべて当社ホームページに掲載しております。

<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>

(2)当社ホームページ「コーポレート・ガバナンス」をご参照ください。<https://www.nintendo.co.jp/ir/management/governance.html>

(3)本報告書 II 1.【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び【インセンティブ関係】をご参照ください。

(4)(指名方針・手続)

当社は、取締役候補者について、監査等委員会の同意の下に策定した選任基準に基づき、性別、年齢、国籍に関係なく、人格、知識、経験等を総合的に判断して、適任と考えられる者を指名いたします。

当該方針に基づき、指名等諮問委員会において社長が候補者を提案し、審議の上、取締役会に答申いたします。取締役会は、当該答申内容を踏まえて候補者の内定及び株主総会への選任議案の上程を決定いたします。

なお、取締役会の決定前に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者については監査等委員会より適任であるかの意見を、監査等委員である取締役候補者については監査等委員会の同意を得ております。

(解任方針・手続)

当社は、取締役が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、監査等委員会の同意の下に策定した解任基準に該当する事由が発生した場合には、当該取締役の解任を検討いたします。

当該方針に基づき、指名等諮問委員会において社長（社長が該当者の場合は他の取締役）が該当者の解任を提案し、審議の上、取締役会に答申いたします。取締役会は、当該答申内容を踏まえて株主総会への解任議案の上程を決定いたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の解任については、取締役会の決定前に、監査等委員会より解任が妥当であるかの意見を得ることとしております。

(5)各取締役の選解任の理由については、株主総会招集通知において開示いたします。なお、選任理由の開示は、第76期定期株主総会招集通知より行っております。

<https://www.nintendo.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、社内規程において取締役会付議事項として、法令・定款に定める事項及びこれに準ずる重要事項を定め、案件に応じて金額基準等を設け、付議基準を明確にしております。また、取締役会付議事項以外の案件についても、案件に応じた金額基準等を設け、経営会議や経営陣以下の各職位の決定権限を社内規程において定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準】

当社は、株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において規定されている独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしているほか、中立的な立場から客観的な助言をいただけるか否か、優れた人格及び専門的な知識・経験の有無を重視して、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、経営環境に照らして必要かつ合理的な最善の人数で構成することとしており、当社の選任基準に基づき、当該適正規模の範囲内で多様性を意識し、さまざまな分野において豊富な経験を持つ者を取締役として選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役の兼任状況につきましては、毎年、株主総会招集通知等において開示し、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>

なお、他の上場会社の役員としては、社外取締役2名がそれぞれ1社社外取締役を兼任しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、毎年1回、事業年度末である3月末から5月にかけて取締役会の実効性の分析・評価を実施しております。

分析・評価の方法としては、各取締役に対してアンケート調査を行い、取締役会事務局において結果を取り纏めた上、取締役会において分析・評価の内容を確認しております。

昨年度に係る取締役会実効性評価の結果、取締役会の構成及び運営、社外取締役への情報提供等に関する全ての項目について取締役会が実効的に機能していた旨の評価がなされました。今後対応が必要な事項につきましては、取締役会評価を通じて把握してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、社外取締役については、就任以降、適宜、当社ビジネスに関する説明を行い、重要な経営情報や必要な情報の伝達に努めています。社内出身の取締役については、就任時に、法令等に基づく会社役員の役割・責務に関する研修を行うとともに、就任後もコンプライアンスに関する社内研修や外部講習の受講等、必要な知識・情報を取得する機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制整備・取組みを行っております。

- ・社長の統括のもと、IR担当部門が中心となり株主との個別面談等に対応しております。なお、面談には必要に応じて、社長、取締役または執行役員が出席しております。
- ・IR担当部門は社内関係部門と連携して、必要な情報を収集し、対話の充実を図っております。
- ・対話において把握された株主の意見・懸念については、適時適切に経営陣幹部へ報告しております。
- ・決算発表前は株主との対話を控える「沈黙期間」を設定しております。また、社内規程に基づき、インサイダー情報を適切に管理しております。
- ・第2四半期、第3四半期、通期の決算発表後に、機関投資家等に向けて決算説明会(カンファレンスコール)を開催し、決算概要と今後の見通しに関する説明と、質疑応答を行っております。また、年に一度、経営方針説明会を開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,879,200	7.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,846,520	4.91
ジェーピー モルガン チェース バンク 380815	5,840,000	4.90
株式会社京都銀行	4,880,200	4.10
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)	4,210,900	3.53
CITIBANK, N.A.—NY, AS DEPOSITORY BANK FOR DEPOSITORY SHARE HOLDERS	2,267,252	1.90
ステート ストリート バンク ウエスト クライアント トリーティー 505234	1,817,190	1.53
株式会社ディー・エヌ・エー	1,759,400	1.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	1,754,900	1.47
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	1,610,535	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

「大株主の状況」は、2021年3月31日現在の状況を記載しています。

上記のほか、当社所有の自己株式が125,462百株あります。

また、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、以下のとおり当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、「大株主の状況」は株主名簿の記載内容に基づき記載しています。

・三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者

2020年12月7日付大量保有報告書 所有株式数 67,619百株(5.14%)

・キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー

2020年6月22日付変更報告書 所有株式数 65,282百株(4.96%)

・株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者

2018年4月16日付変更報告書 所有株式数 95,109百株(6.71%)

・ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
Chris Meledandri	他の会社の出身者								○		
梅山克啓	公認会計士										
山㟢正雄	税理士										
新川麻	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
Chris Meledandri	○	○	Chris Meledandri氏が代表を務めるIllumination Entertainmentと当社は、共に「スター・バーマリオ」アニメ映画の製作プロジェクトにおいて、同社と当社グループとの間で現在及び将来において金銭の授受や知的財産権の利用許諾等またはその予定ではなく、同氏が当社の意向に影響を受ける取引関係または当社が同氏の意向に影響を受ける取引関係はありません。	Chris Meledandri氏は、Illumination Entertainmentの創設者であり、映画プロデューサーとして数々の作品を製作された実績を有しております。企業経営者として、またエンターテインメント分野における豊富な経験と知識に基づき、当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、客観的立場から適切に監督いただけると期待し、選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を満たしており、独立役員に指定しています。
梅山克啓	○	○	—	梅山克啓氏は、公認会計士及び税理士として企業会計・税務に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献

				できる人材として選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を満たしており、独立役員に指定しています。
山㟢正雄	○	○	—	山㟢正雄氏は、税務署長を歴任し、税理士として企業税務に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献できる人材として選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を満たしており、独立役員に指定しています。
新川麻	○		—	新川麻氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献できる人材として選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を満たしておりますが、独立役員として届出は行っていません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設置し、専任スタッフ1名を配置しております。なお、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命と異動は、監査等委員会の同意に基づき行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査との連携として、期末の実地棚卸に立ち会い、または報告を受領し、主要な子会社等に対する会計監査に立ち会うとともに、定期的に会計監査計画及び会計監査結果の説明を受けています。また、必要に応じて情報交換及び意見交換を行っています。内部監査部門との連携として、監査等委員会は、内部監査室より適時に内部監査の結果の報告を受けるとともに、定期的に意見交換を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名等諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名等諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名等諮問委員会は、取締役等の指名・報酬の決定に関する手続きの客観性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、2020年1月30日に設置しています。

取締役会からの諮問に応じて、取締役等の指名・報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申いたします。

指名等諮問委員会は、代表取締役社長及び全ての監査等委員である取締役をもって構成いたします。
委員長(議長)は、社外取締役の中から委員会の決議により定めます。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役は4名全員が、東京証券取引所の定める独立役員の基準を満たしております。このうち3名を独立役員として届出しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

各取締役の業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるために連結営業利益を指標としており、取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式により算出しています。

(計算方式)

各取締役の業績連動報酬 = 連結営業利益 × 0.2% × 各取締役のポイント ÷ 取締役のポイント合計

※取締役の役職別ポイント等については、直近の有価証券報告書をご参照ください。

※社外取締役及び監査等委員である取締役については、業績連動報酬はありません。

※当事業年度における法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は、8億円を限度とします。すなわち業績連動報酬の上限額は8億円となります。

※取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、【取締役報酬関係】の”報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容”をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2021年3月期の取締役報酬総額

	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	その他の報酬
監査等委員でない取締役(5名)	946百万円	186百万円	760百万円	—
監査等委員である取締役(5名)	61百万円	61百万円	—	—

当社の取締役ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して報酬額を開示しており、直前事業年度では以下の者が該当します。

代表取締役社長 古川俊太郎 318百万円

代表取締役 フェロー 宮本茂 252百万円

取締役 専務執行役員 高橋伸也 192百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役ごとの報酬限度額を決定しております。

取締役(監査等委員を除く)の報酬は、固定報酬(定期同額給与)と業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動報酬(利益連動給与)によって構成しております。ただし、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。

固定報酬は、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、株主総会の決議によって決定された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役職・業務執行の有無等の役割に応じて個人別の報酬額を決定し、毎月同額を支給しております。

業績連動報酬は、連結営業利益を指標とし、各取締役の役職に応じたポイントをもとに取締役会が定めた算式により算出した額を、毎年一定の

時期に支給しております。

固定報酬および業績連動報酬の比率は特段定めておりません。

取締役(監査等委員)の報酬は、業務執行を行う取締役から独立して監査・監督を行う立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定し、毎月同額を支給しております。

なお、取締役の報酬に関する事項については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において審議し、取締役会に答申する体制としております。

【社外取締役のサポート体制】更新

・監査等委員でない社外取締役については特定の担当部門を配置しませんが、取締役会事務局のスタッフ等が適宜サポートします。監査等委員である社外取締役については監査等委員会室のスタッフがサポートします。

・社外取締役に対する情報伝達体制の概要

社外取締役に対しては、定期的に社長との面談を設定したり、事前に配付される取締役会議案の説明を必要に応じて行うなど、重要な経営情報を伝達できる体制を整えています。

また、監査等委員である社外取締役に対しては、会計監査人の監査報告会への出席を求める、原則として毎月開催の監査等委員会においては、常勤の監査等委員から、当月に実施した業務監査の内容と監査結果について説明を行うほか、内部監査室による内部監査の結果について適時に報告しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
君島達己	相談役	経営等に関する当社への助言	非常勤 報酬有	2018/6/28	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、2016年6月29日開催の第76期定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行し、同時に執行役員制度を導入しています。

取締役会は、取締役10名(監査等委員である取締役は4名)で構成しており、このうち社外取締役は4名(監査等委員である取締役は3名)です。社外取締役は全員、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の基準を満たしています。

また、原則として毎月1回開催の取締役会のほか、経営活動を強力に推進するために、代表取締役及び役付執行役員を兼任する取締役で構成される経営会議を原則として毎月2回開催して迅速かつ効率的な意思決定を行うとともに、取締役会において毎年選任される執行役員が、社長の指揮・命令のもと、担当業務の執行を行う体制としております。

さらに、取締役会の任意の諮問機関として、代表取締役社長及び全ての監査等委員である取締役で構成される指名等諮問委員会が、取締役等の指名・報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申いたします。

監査等委員会は、常勤の社内取締役1名、社外取締役3名で構成しております。監査等委員は、取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、社長との定期会議をもつつか、原則として毎月、監査等委員会を開催し監査意見の交換を行っています。また、年間監査計画に基づき、常勤の監査等委員が社内各部門他への往査を行っています。

内部監査については、社長直轄の内部監査室が、業務部門から独立した公正・不偏の立場で内部監査を行い、関係会社を含む内部統制の推進・改善に取り組んでいます。

会計監査について、会計監査人は、監査等委員会及び内部監査室とも緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換及び意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社制度を採用しています。また、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を推進することで業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築することを目的として、執行役員制度を導入しています。

さらに、取締役等の指名・報酬の決定に関する手続きの客觀性・透明性を高めるため、社外取締役を主要な構成員とする指名等諮問委員会を設置しています。

社内出身の取締役については、当社が、娯楽の分野においてソフトウェア主導でハード・ソフト一体のユニークなビジネスを展開しているため、当社特有のビジネスに精通している者を選任することを基本としています。また、当社の社外取締役は、それぞれの専門分野における豊富な経験と知識に基づき、当社経営に対して、有益な助言や客觀的立場から適切な監督等を行っていただるために選任しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも早期に発送しており、株主総会開催日の3週間前を基本としています。
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月28日に開催した第67期定時株主総会からインターネット等による議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ(https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html)及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに、英訳の招集通知を掲載しています。
その他	招集通知発送前に、日本語及び英訳の招集通知を当社ホームページに掲載しています。また、株主総会では、株主の皆様により理解していただくため、映像やスライドを用いて事業の概況の報告や質疑応答を行っています。さらに、この質疑応答の要旨を速やかに当社ホームページで公開し、広く情報の発信に努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	金融商品取引法その他の法令・諸規則及び当社の社内規程に則り、公平かつ適時適切な情報の開示に努めています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、第3四半期、通期の決算発表後に、マネジメントが出席する決算説明会(カンファレンスコール)を開催しているほか、年に一度、社長が出席する経営方針説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報などの適時開示資料、経営方針や業績・財務情報、株式情報、IRイベント情報、アニュアルレポート等を当社ホームページ(https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html)に掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIRグループを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営ビジョン」及び「コンプライアンス行動規範」において、株主の負託に応えることに加え、広く社会に貢献し、社会から信頼される企業となるよう努めるべきことを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の責務として、次世代にもより良い環境を引き継いでいくため、地球環境保護に積極的に取り組むとともに、商品や事業活動の特性を活かした社会貢献活動を中心に、社会の一員として地域の特性にあわせた活動に取り組んでいます。こうした活動の詳細については、CSRレポートを作成し、当社ホームページ(https://www.nintendo.co.jp/csr/index.html)に掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のディスクロージャーポリシーに則り、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、公平かつ適時適切な情報の開示に努めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 [更新]

当社グループ全体の健全な経営体制の整備・維持・向上を図るとともに業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制の推進・改善に取り組んでいます。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っています。また、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・プログラム(法務リスク管理方針)を定め、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、コンプライアンス委員会を設置して「コンプライアンス・マニュアル」の策定その他コンプライアンスの推進施策を実施しています。このほか、不正行為の早期の発見及び是正を図るため、内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を設置しています。

また、監査等委員会による定期的な監査のほか、社長直轄の内部監査室が、各部門の業務活動の監査、財務報告に係る内部統制の有効性等の評価を行うとともに、改善等の施策を提案・助言しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会、経営会議その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書(電磁的記録を含む。)として記録し、社内規程に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存及び管理する体制としています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、各部門がそれぞれ所管する業務に付随するリスクを管理することを基本としています。各部門のリスク管理体制は、内部監査室がモニタリングし、改善等の施策の提案・助言を行う体制としています。また、コンプライアンス委員会のもと、各部門におけるコンプライアンスの徹底を推進する体制としています。さらに、情報セキュリティ委員会を設け、情報セキュリティの確保を図っているほか、製品安全委員会等を設け、製品の安全性を保証し、製品事故発生の防止と、万一、発生した時には速やかな対応を図ることとしています。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

各子会社における業務の適正を確保することにより、当社グループ全体での業務の適正の確保を推進する体制としています。

子会社におけるリスクの管理と業務の効率的な遂行等を図るため、当社においては、子会社を適用対象とした社内規程を制定しています。当該規程に基づき、当社主管本部長が、それぞれ担当する各子会社から必要に応じて情報等の提供を受けて経営状況等の把握・管理を行うとともに、各子会社における重要な事項については当社の事前承認を要することとしています。

また、子会社に対しては、当社の会計監査人による監査のほか、当社の監査等委員会による監査も必要に応じて行っています。当社の内部監査室も適宜子会社について内部監査を行い、内部統制に関する指導または協力を行っています。主要な子会社には内部監査部門を設置し、当社関係部門の協力のもと、各社の規模や各地域の法制等の実情に従った内部統制システムの構築を推進しています。

当社グループ全体のコンプライアンスの強化・推進を図るため、当社は、各子会社に対して必要に応じてコンプライアンスに関する指導または協力を行うほか、主要な子会社には、当社に直接通報を行うことのできる内部通報制度を設置しています。また、当社と主要な海外子会社のトップマネジメント等により構成するグローバル・コンプライアンス・コンファレンスのもと、各社のコンプライアンス責任者による定期的な会議を行っています。

(5) 当社の監査等委員会の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社においては、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、同室には専属の使用人を配置しています。当該使用人は監査等委員会の指示に基づき、監査等委員会の職務の補助にかかる業務を行います。

当該使用人の独立性と、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命と異動は監査等委員会の同意に基づき行います。

・当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社の社長は、当社の監査等委員と定期的な会議を行うほか、適時に法定事項を報告するようにしています。また、当社の内部監査室は、内部監査の結果を当社の監査等委員会に適時に報告し、さらに当社の取締役等は、子会社の取締役等から報告を受けた事項、その他当社及び子会社に係る業務執行に関する事項を必要に応じて当社の監査等委員会に報告しています。

また、当社の監査等委員会への報告者に対して、不利益な取扱いを行うことはありません。

・その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、取締役会に出席するほか、必要と判断する重要な委員会や会議に参加することを通じて監査が実効的に行われることを確保するとともに、監査等委員がその職務の執行に関して費用の請求をした場合は、法令に則り、社内規程に基づき処理しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨むこととし、社内に対応統括部署を設け、会社全体として対応する体制としています。また、有事に備えて、平時より、警察や弁護士等の外部専門機関との連携体制を構築しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の取締役会は、当社が公開会社としてその株式の自由な売買が認められている以上、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われた場合にそれに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えています。

しかしながら、株式の買付けや買収提案の中には、その目的等から見て対象企業の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのあるものの存在も否定できないところであり、そのような買付けや買収提案は不適切なものであると考えています。現在のところ、当社においては、株式の買付けや買収提案が行われた場合の具体的な取り組みはあらかじめ定めていませんが、このような場合に備えた体制については既に整備しています。また、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、慎重に当社の企業価値・株主共同の利益への影響を判断し、適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、具体的な対抗措置の要否及び内容を決定し、実行する体制を整えます。なお、いわゆる「買収防衛策」の導入については、買収行為に係る法制度や判例、関係当局の見解等を踏まえ、今後も検討を継続します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(1)情報開示の基本的な方針

当社のディスクロージャーポリシーに則り、公平かつ適時適切な情報開示を行っています。情報管理については、社内規程(情報管理規程、内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規程等)を制定し、インサイダー取引の防止に努めています。

(2)適時開示に係る社内体制

・「有価証券上場規程」に定める会社情報の管理及び責任者として、経営統括本部長を情報取扱責任者と定めています。
・適時開示の適法性、正確性、公平性を確保するため、必要に応じて経営統括本部、総務本部その他の関連部門が協議の上、社長その他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が開示判断を行います。

(3)適時開示に係る社内手続

・適時開示に該当する事項が発生した場合、または発生することが明らかな場合には、該当情報の所轄部署(子会社情報においては、当該子会社を管理する部署)が情報取扱責任者に報告します。
・情報取扱責任者が属する経営統括本部は、該当情報の所轄部署と連携し、適時開示の必要の有無について調査・確認を行います。
・経営統括本部は、必要に応じて総務本部及びその他関連部門と適時協議または調整を行い、速やかに調査結果を情報取扱責任者に報告します。
・社長その他の取締役は、情報取扱責任者より報告を受けた情報について、東京証券取引所規則及び関係法令等に基づき、開示要否の判断を行い、情報を開示します。

(4)情報開示の方法

「有価証券上場規程」に該当する情報は、同規程に従い、東京証券取引所の提供する適時情報開示システムにて開示します。また、開示した情報に加え、決算に関する補足説明等、利害関係者にとって有益であると思われる情報については、積極的に当社のホームページに掲載し、周知徹底を図っています。

(5)適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

社長直轄の内部監査室は、適時開示体制が適切かつ有効に整備・運用されているかを定期的に監査し、問題点を発見した場合は、改善提案等を実施しています。また、監査等委員会は、内部監査室より当該監査の結果について適時に報告を受けるほか、取締役等から伝達された開示情報が、適時に開示されているかどうかをモニタリングしています。

コーポレート・ガバナンス体制

